

中華人民共和国對外貿易法（抄録）

2004年4月6日（改訂）

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國對外貿易法（抄録）

（1994年5月12日第8期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において可決
2004年4月6日第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議において改訂される）

第3章 貨物の輸出入及び技術の輸出入

第14条 国は貨物及び技術を自由に輸出入することを許可する。ただし、法律、行政法規に別に規定のある場合は除外される。

第15条 國務院對外貿易主管部門は輸出入状況監視の必要により、自由に輸出入する一部の貨物に対し、輸出入自動許可を与え、そのリストを公表することができる。

自動許可を取る輸出入貨物につき、荷受人や荷送人が税関の通関手続きを行う前に自動許可を申請する場合、國務院對外貿易主管部門又はその他の委託を受けた機関は許可することができる、自動許可の手続きを行っていない場合、税関は通関を許可しない。

輸出入が自由輸出入の技術に属する場合、國務院對外貿易主管部門又はその他の委託を受けた機関は契約の届け出記録を行う。

第16条 次の状況にひとつでも該当する貨物、技術につき、国はその輸入又は輸出を制限或いは禁止することができる。

(1) 国家安全、社会公共利益或いは公共モラルのために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

(2) 人の健康又は安全を保護する、動物、植物の生命又は健全な成育を保護する、或いは環境を保全するために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

(3) 金又は銀の輸出入に関連する措置を実施するために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

(4) 国内において供給が不足、或いは枯渇するおそれのある国内資源を効果的に保護するために輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

(5) 輸出先の国家又は地域の市場規模が限られ、輸出を制限する必要がある場合。

(6) 輸出業務秩序が著しく混乱して、輸出を制限する必要がある場合。

(7) 国内の特定産業を育成し、或いは早急にそれを育成するために、輸入を制限する必要がある場合。

(8) あらゆる農業、牧畜業、漁業製品に対し、輸入を制限する必要がある場合。

(9) 国家の国際金融の地位及び国際収支均衡を保つために、輸入を制限する必要がある場合。

(10) 法律、行政法規の規定に基づき、その他の輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

(11) 我が国が締結又は加盟する国際条約、協定の規定に基づき、その他の輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

第17条 国は核分裂、核融合物質又はこの種の物質と関連する誘導体の貨物、技術の輸出入、及び武器、弾薬又はその他の軍用物資と関係のある輸出入に対し、国家安全を維持するためにはあらゆる必要な措置を講じることができる。

戦争時又は国際平和と安全を擁護するためには、国家は貨物、技術輸出入において、あ

らゆる必要な措置を講じることができる。

第 18 条 国務院対外貿易主管部門は国務院関係部門と共同して、本法第 16 条、第 17 条の規定に従い、輸出入制限又は禁止する貨物、技術目録を制定し、調整し、公布する。

或いは国務院対外貿易主管部門は国務院関係部門と共同して、国務院の承認を得た上で、本法第 16 条、第 17 条に定められる範囲内において、前項規定の目録以外の特定貨物、技術の輸入又は輸出を臨時に制限、又は禁止することを決定することができる。

第 19 条 制限される輸入或いは輸出貨物に対して、割当て額或いは許可証管理を実施する。輸入又は輸出を制限される技術に対して、許可証管理を実施する。

割当て額、許可証管理を実施する貨物、技術は、国務院の規定に従い国務院対外貿易主管部門の承認或いは国務院関係部門と併せて承認を受けなければ、輸入或いは輸出することはできない。

国は一部の輸入貨物に対し税関の割当て額管理を実施することができる。

第 20 条 輸出入貨物の割当て額、税関割当て額は国務院対外貿易主管部門又は国務院関係部門が各部門の職権範囲内において、公開、公平、公正及び効率の原則に基づき配分する。具体的な方法は国務院が定める。

第 21 条 国は統一した商品合格評価制度を実施し、関係法律、行政法規の規定に基づき、輸出入商品に対し、認証、検査、検疫を行う。

第 22 条 国は輸出入貨物に対し原産地管理を実施する。具体的な方法は国務院が定める。

第 23 条 文物、野生動物、植物及びその産品などに対し、その他の法律、行政法規には輸出入を禁止または制限する規定がある場合、関係の法律、行政法規の規定に従い執行する。

第 5 章 対外貿易と関係のある知的財産権の保護

第 29 条 国は知的財産権に相関する法律、行政法規に基づき、対外貿易と関係する知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序に混乱を与えた場合、国務院対外貿易主管部門は、一定の期限内において侵害者が生産し、販売する関係貨物の輸入を制限するなどの措置を講じることができる。

第 30 条 知的財産権の権利者が被許可者が許可契約にある知的財産権の有効性について質疑を提出することを妨害する、強制的一括許可を行う、許可契約の中に排他的逆授与条件を定める、などの行為の一つに該当し、対外貿易の公平競争秩序に混乱を生じさせた場合、国務院対外貿易主管部門は必要な措置を講じて混乱を防ぐことができる。

第 31 条 その他の国家又は地域は知的財産権保護の分野において中華人民共和国の法人、その他の組織又は個人に対し国民待遇を与えない、或いは中華人民共和国からの貨物、

技術又は役務に対し十分有効な知的財産権保護を提供できない場合、国务院對外貿易主管部門は本法及びその他の関係する法律、行政法規の規定に基づき、且つ中華人民共和国が締結し又は加盟する国際条約、協定に基づき当該国家又は当該地域の貿易に対して、必要な措置を講じることができる。